

費目	制度名	項目	説明	問い合わせ先
融資	(県)経営健全化支援資金	貸付	最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前年同期比15%以上減少または危機関連保証を利用する方 →金利：年0.8%	各金融機関
	(県)中小企業融資制度資金 (長野県新型コロナウイルス感染症対応資金)	貸付	売上高が前年同期比5%以上減少で限度額4,000万円 →3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置、借換え可能	
	(市)新型コロナウイルス対策特別資金	貸付	売上高が前年同月比10%以上減少の個人事業主と中小企業 (市内に居住かつ市内に店舗所有) →3年間実質無利子、4年目以降利率0.8% (小規模事業者2,000万円、その他3,000万円)	

税金・社会保険料・テナント料などの支払猶予・減免制度もありますので、各機関にご相談を。

住民のお声を形に



デマンド型の島内川東乗合タクシー運行開始
(島内)



見通しが悪い道路の危険防止
(沢村)



横断歩道設置
(島内)



道路補修
(島立)



カーブミラー取替
(島内)



水溜まり部分の補修
(梓川)

発行：かつの智行

住所：〒390-0851 松本市島内898-59
電話・FAX：0263-48-3886
E-mail：myhgp206@ybb.ne.jp Twitter：@katsunotomoyuki

公式ホームページ



LINE



インスタグラム



かつの智行NEWS

2021 新春 vol.17

Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki Katsuno Tomoyuki

ごあいさつ

新年に当たり一言ご挨拶申し上げます。昨年は新型コロナウイルス感染症により、「新しい生活様式」で過ごす日常でした。ウィズコロナの状況は続きますが、皆様のご期待にお応えできるように、本年も全力で頑張っております。今後とも、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

9月定例会一般質問から

必要数の特別養護老人ホームを整備



- ・低負担で入所できる特別養護老人ホームの必要な定員数を増やしたい。第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に必要な定員数を定めていく。
- ・介護人材の確保については、国・県に確保に向けた施策・必要な財源措置を求める。

12月定例会一般質問から

押印廃止と行政手続きのオンライン化を全庁挙げて積極的に推進

- ・行政手続きの押印については、可能なものから順次廃止する。
- ・保育園入園のオンライン申請を令和4年度入園一斉受付を目途に導入。
- ・妊娠のオンライン届け出を令和3年度初頭実施に向け検討。
- ・市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園・幼稚園の保育料、放課後児童健全化育成事業料を、令和3年4月から専用納付サイトを利用したクレジットカード・インターネットバンキング納付、スマートフォンアプリ(ペイペイ・ラインペイ)でのキャッシュレス決済を導入。
- ・水道料金もファミペイに加えて、令和3年4月からペイペイ・ラインペイでのキャッシュレス決済を導入。
- ・誰も置き去りにしない、デジタル弱者に配慮した取り組みも進めていく。

公明党無料法律相談予定 1/20(水)・2/17(水)・3/17(水)・4/21(水)・5/19(水)・6/16(水)

時間：午後1時～3時(1組15分 予約制)

弁護士：高松寿美枝弁護士

会場：中川ひろまさ事務所(松本市野溝西1-3-4 2階)

ご予約は勝野智行(公明党議員)へ

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な支援制度<個人向け> 令和3年1月4日現在			
費目	制度名	項目	概要
2回目を追加 対象期間延長	ひとり親世帯臨時特別給付金	給付	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方 →1世帯5万円(第2子以降は+3万円)
	新型コロナウイルス対応休業支援金	給付	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業で働く方 →休業前賃金の8割(日額上限 11,000円) x 休業日数
	傷病手当金(新型コロナウイルス感染症)	給付	給与の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染が疑われる方 対象期間：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間分 支給額：直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数
	傷病手当金(新型コロナウイルス感染症)	給付	給与の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染が疑われる方 →直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数(労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間)
	緊急小口資金	貸付	主に休業などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難に →上限：一世帯10万円以内・個人事業主等特に必要な場合
	総合支援資金	貸付	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合 →2人以上世帯は月20万円以内、単身は15万円以内(原則3か
学費	高等教育修学支援新制度	給付	失業・収入減で大学などの授業料が支払えない →授業料減免・給付型奨学金(返済不要)
	学生支援緊急給付金	給付	アルバイト等の収入減で学業継続が厳しい方 →住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外の学生は10万円
住居費	住居確保給付金	給付	休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り住居を失ったまたは失うおそれがある方 →家賃相当額支給 上限：単身世帯35,000円、2人世帯42,000円 3人~5人世帯46,000円、6人世帯49,000円、7人以上世帯55,000円 支給期間：原則3か月(最長12か月まで延長可能) ※収入・資産要件有り
	住宅ローン	猶予	住宅ローンが支払えない →今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能
	市営住宅家賃の負担軽減措置	減免	新型コロナウイルス感染症防止対策により収入減・失業した入居者 家賃額の1/3~2/3減免
就労支援	県就業支援デスク緊急就業サポート事業(JOBサポ)	相談	新型コロナで職を失った方の再就職支援(令和3年3月末まで) →・介護・建設・農業分野への転職希望者に対する職業訓練の紹介 ・正社員として3か月以上就業した場合、キャリア形成支援金10万円を支給

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な支援制度<事業者向け> 令和3年1月4日現在				
費目	制度名	項目	説明	問い合わせ先
経営支援	(市)松本市新型コロナウイルス対策特別給付金	給付	持続化給付金の給付要件を満たす事業者 個人事業主：市内に賃貸事業所有 20万円、なければ10万円 宿泊事業者：客室定員×1万円(上限：300万円) 締切令和3年3月末	商工課 0263-34-3270
	(国)持続化給付金	給付	自粛などで業績が悪化(売上半減)した場合 →2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上が前年比50%減の場合、年換算した減収額を給付 上限：中小200万円・個人事業100万円 締切令和3年1月15日 PCメールの受信が可能で、PC等の取り扱いに不慣れな方は、県のサポート会場をご利用ください。※要予約(0263-40-1932)へ	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 長野県松本地域振興局商工観光課 0263-40-1932
	(国)家賃支援給付金	給付	事業に使用する土地・建物の賃料を支払い、一定の売り上げ減少要件を満たす事業者 中小企業等：最大600万円 個人事業者等：最大300万円 締切令和3年1月15日 申請サポート会場を松本ホテル花月に開設 ※要インターネット予約	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
雇用支援	(国・市)持続化補助金(通常型)	給付	小規模事業者が対象 経営計画に基づいて実施する、販路開拓等のための取組みへの支援 →補助率 国：2/3(上限50万円)、市：残り自己負担の1/2(上限12.5万円) 第4回締切令和3年2月5日	松本商工会議所 0263-32-5350
	雇用調整助成金(コロナ特例)	給付	従業員に休んでもらう場合 →休業手当、賃金等の一部を助成(助成率は要件により異なります) 緊急対応期間(R2年4月~R3年2月末)：従業員1人 1日15,000円(上限)×休業日数 上記期間以外：従業員1人 1日8,330円(上限)×休業日数 ※申請手続きでお困りの事業主の方などを対象に、社会保険労務士が相談・アドバイスをを行います。(要予約) ご予約お問い合わせは、松本市労政課(0263-35-6286)又は、中信労政事務所(0263-40-1936)までお電話ください。	ハローワーク松本 0263-27-0111 社会保険労務士による申請無料相談(予約制)
	小学校休業等対応助成金	給付	従業員に子どもがいて休んでもらう場合 →小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日あたり8,330円(上限)の賃金相当額を助成 ※令和2年4月1日以降に取得した休暇については、15,000円	相談コールセンター 0120-60-3999
融資	無利子・無担保融資(借り換えも可)	貸付	前年比5%以上の売上減少 →据え置き最大5年(個人事業主は影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応)	日本政策金融公庫松本支店 0263-33-7070、33-0300
	セーフティーネット保証4号、5号、危機関連保証	貸付	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方 →与信枠を大幅拡充し、保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	松本市商工課または金融機関 0263-34-3110
	マル経融資	貸付	前年比5%以上売上減少で、融資限度額 →別枠1,000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ	松本商工会議所 0263-32-5350